

平成29年4月25日

お客様各位

秋田県信用組合

金融円滑化に関する取組状況について

当組合は、「地域密着」「相互扶助」を原点として、これからも地域の皆様の生活向上や地域社会・経済の発展のため、お役に立つ金融機関を目指してまいります。

中小企業等金融円滑化法は、平成25年3月31日に期限を迎えましたが、当組合は同法の期限到来後も、お客様への対応は、以下のとおり従来と変わりはありません。

- お客様からの新規融資や貸付条件の変更等のご相談・お申込みに対しては、お客様のご事情を十分に勘案し、迅速かつ真摯に対応いたします。
- 貸付の条件変更等のお申込みに際しては、関係する他の金融機関等と連携を図りながら、円滑な資金供給とお客様の経営改善に向けた取組みへの積極的な支援を実施いたします。
- お客様の抱える問題や課題に対しては、お客様の立場に立ち、最適な解決策のご提案ができるよう、コンサルティング機能の発揮に務めます。

※平成29年3月までの貸付条件の変更の状況については別紙の通りです。